

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県公安委員会委員長 横井久子

香川県公安委員会規則第5号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～30 略					1～30 略				
31 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第13条第1項～第23条の2第7項 略				第13条第1項～第23条の2第7項 略				
	第28条第2項	非常災害対策本部長からの指示に対する措置		○	第28条第2項	非常災害対策本部長からの指示に対する措置		○	
	第28条第3項 略				第28条第3項 略				
	第28条の6第2項	緊急災害対策本部長からの指示に対する措置		○	第28条の6第2項	緊急災害対策本部長からの指示に対する措置		○	
	第28条の6第3項～第48条第1項 略				第28条の6第3項～第48条第1項 略				
	第48条第2項	防災訓練のための道路における通行の禁止又は制限		○	第48条第2項	防災訓練のための道路における通行の禁止又は制限		○	
	第48条第4項・第49条 略				第48条第4項・第49条 略				
	第49条の2	略			第49条の2	略			
第49条の3	災害予防責任者としての物資供給事業者等との協定の締結		○	第49条の3	略				
	災害予防責任者としての物資供給事業者		○						

	等の協力を得るための必要な措置			
第50条第2項～第70条第2項 略				
第70条第3項前段	略			
第74条第1項～第76条第2項 略				
第76条の4	略			
第86条の6	災害応急対策責任者としての避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に係る必要な措置			○
第86条の7	災害応急対策責任者としての避難所に滞在することができない被災者の生活環境の整備に係る必要な措置			○
第86条の17	略			
第87条	略			

(1)・(2) 略

32～44 略

45 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第13条第1項	地震災害警戒本部長からの指示に対する措置			○
	第20条～第32条第1項 略				
	第32条第2項	強化地域に係る地震防災訓練に係る歩行者又は車両の通行の禁止又は制限			○
第32条第3項	略				

第50条第2項～第70条第2項 略				
第70条第3項	略			
第74条第1項～第76条第2項 略				
第76条の4	略			
第86条の8	略			
第87条	略			

(1)・(2) 略

32～44 略

45 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第13条第1項	地震災害警戒本部長からの指示に対する措置			○
	第20条～第32条第1項 略				
	第32条第2項	強化地域に係る地震防災訓練に係る歩行者又は車両の通行の禁止又は制限			○
第32条第3項	略				

(1) 略				
46～60 略				
61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第20条第2項	原子力災害対策本部長からの指示に対する措置		○
	第20条第5項～第27条第2項 略			
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	災害予防責任者としての物資供給事業者等との協定の締結（ <u>災害対策基本法第49条の3の読替え適用</u> ）		○
		災害予防責任者としての物資供給事業者等の協力を得るための必要な措置（ <u>災害対策基本法第49条の</u>		○

(1) 略				
46～60 略				
61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第20条第2項	原子力災害対策本部長からの指示に対する措置		○
	第20条第5項～第27条第2項 略			
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		
	第28条第1項	略		

	3の読替え適用)		
第28条第1項	略		
第28条第1項	略		
第28条第1項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	備蓄する物資又は資材の供給に関する協力（原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法第86条の17の読替え適用）		○
第28条第3項	略		
第28条第3項	略		
第28条第3項	略		
第28条第	<u>災害応急対策責任者としての避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に係る必</u>		

第28条第1項	略		
第28条第1項	略		
第28条第1項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	略		
第28条第2項	備蓄する物資又は資材の供給に関する協力（原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法第86条の8の読替え適用）		○
第28条第3項	略		
第28条第3項	略		
第28条第3項	略		

	3項	要な措置（原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法第86条の6の読替え適用）	○
(1) 略			
62～67 略			
68 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	第18条 略		
	第21条第1項	略	
	第22条第1項～第232条第3項 略		
(1) 略			
68の2～92 略			
92の2 香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）	第2条第4項	略	
	第5条 略		
92の3～100 略			
備考 略			

(1) 略			
62～67 略			
68 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	第18条 略		
	第21条第2項	略	
	第22条第1項～第232条第3項 略		
(1) 略			
68の2～92 略			
92の2 香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）	第2条第3項	略	
	第5条 略		
92の3～100 略			
備考 略			

附 則

この規則中別表31の項、45の項及び61の項の改正規定は公布の日から、同表68の項及び92の2の項の改正規定は平成26年4月1日から施行する。